

「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」

はじめに

第1部 災害に備える民生委員・児童委員活動

1. 災害に関する民生委員・児童委員活動を取り巻く状況	2
(1) これまでの取り組み	
(2) 被災地から明らかになった課題	
(3) 災害対策基本法の改正と民生委員・児童委員活動	
2. 災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方	5
3. 地域のつながりの構築	7
4. 災害時に支援が必要となる人とは	8
5. 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条	10

第2部 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

16

第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

18

- (1) 自身と家族の安全確保の徹底
- (2) 自らの安否情報の連絡

第2条 無理のない活動を心がける

22

- (1) 委員自身も被災者となる
- (2) 安否確認にあたって
- (3) 避難所における役割
- (4) 支援活動への協力

第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む	26
(1) 住民自身による取り組みを促す	
(2) 地域のネットワークづくり	
(3) 避難支援者は地域住民から	
(4) 避難の呼びかけ、情報伝達	
第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する	30
(1) 普段の見守りや訪問活動で得られる情報	
(2) 災害時要援護者台帳の作成	
(3) 自助努力の支援	
第5条 民児協の方針を組織として決めておく	34
(1) 民児協の機能が喪失したときのために	
(2) 民児協としてあらかじめ決めておくこと	
(3) 民児協同士の広域的な助け合い	
第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく	38
(1) 名簿の保管方法	
(2) 名簿掲載内容の更新方法	
第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく	40
(1) 避難行動要支援者名簿の共有先	
(2) 名簿の提供に同意しなかった人の対応	
(3) 避難所の避難者名簿	
第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する	42
(1) 避難所の課題	
(2) 避難所での配慮	
(3) 在宅避難者への支援	
(4) 「ニーズ」の把握と「支援」へのつなぎ	
(5) 被災者の心に寄り添う	

第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける	46
(1) 仮設住宅での孤立	
(2) 発災前のコミュニティの維持	
(3) 新たなコミュニティの形成	
(4) 仮設住宅における孤立を防ぐ	
(5) 災害公営住宅での孤立	

第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する	50
(1) 民児協の機能回復	
(2) 精神面の支援	
(3) 1人で抱え込まないように	
(4) 地区割りや担当世帯の見直し	
(5) 委員同士の支え合い	

【資料編（参考資料）】

1. 災害種類別の特性と活動上の留意点	54
2. 気象等および避難に関する情報	60
3. 災害に備えて知っておきたい知識	63
4. 災害対策基本法（抜粋）	72
5. 全民児連における災害に関するこれまでの取り組み	77

Topics

「災害対策基本法」	3
「避難行動要支援者名簿の提供先」	4
「震災関連死」	6
「住民の防災意識の変化」	7
「災害時一人も見逃さない運動」	18
「率先避難」	19
「災害用伝言ダイヤル（171）」	20
「災害用掲示板」	20
「メッセージアプリ LINE」	21
「安否確認にあたって」	23
「避難所の運営」	24
「指定緊急避難場所と指定避難所」	24
「福祉避難所」	27
「タイムライン」	29
「災害時要援護者台帳」	31
「災害福祉マップ」	31
「ハザードマップ」	31
「普段の活動時に持っている、災害時に役立つもの」	36
「マスコミ対応」	36
「名簿の掲載内容」	39
「行政との協議」	40
「避難所運営訓練」	42
「情報の漏れ」	44
「仮設住宅での活動の留意点」	46
「災害公営住宅で考えられる課題」	49
「PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）」	51
「地域防災計画」	63
「地区防災計画」	63
「自主防災組織」	63
「携帯電話のバッテリー」	64
「ガソリンの給油」	64
「避難訓練」	65
「個別計画」	65
「災害時要援護者台帳 様式例」	66
「安否確認と避難支援」	68
「自宅の安全対策」	68
「非常備蓄品（復旧までの数日間を支えるもの、一人分）」	68
「非常持ち出し品（災害発生時に最初に持ち出すもの）」	69
「不同意者名簿の提供」	69
「民生委員に対する個人情報の提供」	70
「災害ボランティアセンター」	70
「生活支援相談員」	71
「仮設住宅と災害公営住宅」	71